

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起算日は、その  
翌日がとる)

医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認  
保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政  
令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年六月十五日

鳥取県知事 片山 善博

## 目次

### ◇告示

保険医等の登録(保険課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)

選舉管理委員会の招集

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の收支に関する報告書の要旨

資金管理団体の届出

資金管理団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

個人演説会等を開催することができる施設の指定

採石業務管理者試験の合格者(河川課)

### ◇公告

告示

鳥取県告示第四百五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山脇理弘	鳥医五九〇五	平成十一年五月二十八日
松本和也	鳥医五九〇六	〃
三浦将彦	鳥医五九〇七	〃
八杉明子	鳥医五九〇八	〃
山本了	鳥医五九〇九	〃
服岡泰司	鳥医五九一〇	〃
高木美和	鳥医五九一一	〃
山田武史	鳥医五九一二	〃
喜多村泰博	鳥医五九一三	〃
大呂昭太郎	鳥医五九一四	〃
須田多香子	鳥医五九一五	〃
三和健	鳥医五九一六	〃
渡邊徹心	鳥医五九一七	〃
木内慎一郎	鳥医五九一八	〃
足立泰	鳥医五九一九	〃
坪倉秀幸	鳥医五九二〇	〃
原田知実	鳥医五九二一	〃
大槻明広	鳥医五九二二	〃
	鳥医五九二三	〃

矢野 英隆	鳥医五九二三一	
梶谷 康介	鳥医五九二四	
桑田 明子	鳥薬一一三三三	ク

平成十一年五月二十七日

**鳥取県告示第四百六号**

次のように保安林の指定を解除する予定があるので、森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年六月十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の七三四（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の七三四（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第四百七号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年六月十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 開発許可の年月日及び番号

平成十年十月六日 鳥取県指令倉土維十第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市西倉吉町字鴨川

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市西町二七一五番地

田中住研

代表者 田中 健久

**鳥取県告示第四百八号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年六月十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 開発許可の年月日及び番号

平成十年六月三十日 鳥取県指令倉土維十第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字丸尾字寺田

### 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大宮市宮原町一丁目十九十四

株式会社 一木

代表取締役社長 藤村秀次郎

鳥取県告示第四百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画

一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年六月十五日

鳥取県知事 片山 善博

一 施行者の名称

卷之三

為二坡酒者「詒訶」，乃造事業；為二「公井」，乃造事業。

三 事業旅行其間

昭和四十四年四月一十三日から平成二十年三月三十一日まで

四  
事業地

追加する部分  
米子市東福原一丁目、東福原二丁目、東福原三丁目、東福原五丁目、

西福原一丁目、西福原二丁目、西福原三丁目、西福原四丁目、西福原五丁目及び西福原六丁目地内

変更する部分  
米子市東福原四丁目及び東福原六丁目地内  
なし

選舉管理委員會告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

平成十一年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十一年六月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口 欣一

二 場所 鳥取市東町一丁目二〇 鳥取県選舉

### 三 議題 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の比率

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の一第一項の規定により告示する。

平成十一年六月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長  
野口欣一

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十一年六月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口 欣一様

鳥取県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき  
次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年六月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長

口 欣 悅

放共闘支部	松田道昭後援会解	松井良孝後援会	米子市民政策研究会	八幡美博後援会	西伯高志会	福田一郎後援会
フ	フ	代表者の氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名
松田道昭	北中善藏	谷田鎮雄	渡部則雄	稻田孝	隈田智司	森岡幹雄
谷田彰	田村竹美	青木勉	阿部五郎	伊沢孝志	古曳正	陶山和憲
フ	平成二十六年五月	平成二十五年五月	フ	フ	平成十九年五月	松本十三穂
フ	フ	フ	フ	フ	フ	福田安利

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
松田宏後援会	景野 正雄	小山 好雄	米子市上福原11 丁目五一四五	平成十一年五月六日	政治団体 やむ他の 政治団体
長尾達也後援会	岡村 英治	佐々木康子	米子市西三柳八 一	平成十一年五月十日	〃
小谷久雄後援会	松田 則正	大久保 茂	八頭郡八東町大 字南二十六一	平成十一年五月十四日	〃
平林鴻三福部後援会	飼牛陽一郎	飼牛陽一郎	岩美郡福部村大 字湯山三七	〃	〃
柳谷中後援会	木村勝二郎	高橋 正樹	米子市旗ヶ崎11 丁目一五一一	平成十一年五月十七日	〃
荒見誠次後援会	浜野 幸男	小猿 弘	岩美郡岩美町大字 岩本一十五二一	平成十一年五月二十六日	〃

## 鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定に基いて、  
政治団体の收支に関する報告書の提出があつたので、同法第十八条第一項の規定によつて、  
その要旨を次のとおり公表する。

平成十一年六月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 誠

◎その他の政治団体					
期間 平成11年1月1日～同年4月30日	期間 平成11年1月1日～同年5月14日				
政治団体の名称 松田宏後援会	政治団体の名称 小谷久雄後援会				
報告年月日 平成11年5月6日	報告年月日 平成11年5月14日 (平成11年5月14日解散)				
収入・支出の総額					
1 収入・支出の総額	1 収入総額				
(1) 収入総額	1 収入総額				
ア 前年繰越額	1,450円				
イ 本年収入額	0円				
(2) 支出総額	2 支出総額				
2 支出の内訳	2 支出の内訳				
経常経費	経常経費				
人件費	人件費				
合 計	1,450円				
(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出	1,450円				
(1) 収入総額	1 収入・支出の総額				
ア 前年繰越額	66,427円				
イ 本年収入額	66,400円				
(2) 支出総額	2 支出総額				
期間 平成11年1月1日～同年3月28日	期間 平成11年1月1日～同年5月17日				
政治団体の名称 長尾達也後援会	政治団体の名称 柳谷中後援会				
報告年月日 平成11年5月10日	(平成11年3月28日解散)				
収入・支出の総額	2 収入の内訳				
1 収入総額	1 収入総額				
2 支出総額	2 支出総額				
0円	10万円未満の収入				
0円	合 計				
0円	27円				

報告年月日 平成11年5月17日 (平成11年5月17日解散)		政治団体の名称 柳谷中後援会 (平成11年3月28日解散)	
1 収入・支出の総額	1,501,247円	1 収入・支出の総額	0円
1 収入総額	1,501,247円	1 収入総額	0円
2 支出総額	0円	2 支出総額	0円
(1) 前年繰越額	1,501,247円	(1) 前年繰越額	1,501,247円
(2) 本年収入額	0円	(2) 本年収入額	0円
2 支出総額	0円	2 支出総額	0円
期間 平成11年1月1日～同年5月20日	報告年月日 平成11年5月14日 (平成11年5月14日解散)	期間 平成9年1月1日～同年12月31日	報告年月日 平成11年5月14日 (平成11年5月14日解散)
政治団体の名称 岩見誠次後援会	政治団体の名称 小谷久雄後援会	政治団体の名称 平林鴻三福部後援会	政治団体の名称 平林鴻三福部後援会
報告年月日 平成11年5月26日 (平成11年5月20日解散)	報告年月日 平成11年5月14日 (平成11年5月14日解散)	報告年月日 平成11年5月14日 (平成11年5月14日解散)	報告年月日 平成11年5月14日 (平成11年5月14日解散)
1 収入・支出の総額	166,076円	1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	165,978円	(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	98円	ア 前年繰越額	66,346円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	60円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
2 収入の内訳		2 収入の内訳	
その他の収入		その他の収入	
10万円未満の収入	98円	10万円未満の収入	60円
合 計	98円	合 計	60円
期間 平成10年1月1日～同年12月31日	報告年月日 平成11年5月14日 (平成11年5月14日解散)	期間 平成11年1月1日～同年12月31日	報告年月日 平成11年5月14日 (平成11年5月14日解散)
政治団体の名称 長尾達也後援会	政治団体の名称 鷲取県議会議員大庭正雄後援会	政治団体の名称 鷲取県議会議員大庭正雄後援会	政治団体の名称 鷲取県議会議員大庭正雄後援会
報告年月日 平成11年5月10日	報告年月日 平成11年5月10日	報告年月日 平成11年5月10日	報告年月日 平成11年5月10日
1 収入・支出の総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
1 収入総額	0円	1 収入総額	0円
2 支出総額	0円	2 支出総額	0円
(1) 収入総額	66,400円	(1) 収入総額	54円
ア 前年繰越額	66,346円	ア 前年繰越額	54円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円
2 収入の内訳		2 収入の内訳	
その他の収入		その他の収入	
10万円未満の収入	54円	10万円未満の収入	54円
合 計	54円	合 計	54円
資金管理団体の団 主をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体 主たる事務所の 所在地	資金管理団体 代表者の氏名
小田 正雄	議員	鳥取市賀露町南 大字田一—二二	小田 正雄
			平成十一 年四月二 十日

## 鳥取県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定に基づい、  
次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第十九  
条の二第一項の規定により告示する。

平成十一年六月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
片山よしひろ未来政 策フォーラム	主たる事務所 の所在地	鳥取市西町一丁 目一二六	鳥取市栄町二〇〇 五	平成十一年 四月三十日
米子市民政策研究会	会計責任者の 氏名	渡部則雄	阿部五郎	平成十一年 五月十九日

## 鳥取県選挙管理委員会告示第七十四号

気高町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十二条第一  
項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨  
の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十一年六月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

平成11年6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

木 村 雅 臣 湯 川 清 子 白 井 淳 一  
伊 田 喜 和

施設の名称	所在地
気高町瑞穂地区多目的研修集会施設	気高郡気高町大字下坂本四八一五
気高町立隣保館	気高郡気高町大字下光元四七八一三
気高町立老人憩いの家	気高郡気高町大字下光元四七八一七

平成11年6月1日に実施した第28回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおり  
である。

公 告